

# 見守り 新鮮情報

年配の女性から「**どんなものでも買い取ります**」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に  
放り込まれた。

怖くなって、亡く

なった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して渡してしまった。それらを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。  
(70歳代)

貴金属はないか?



©Kurosaki Gen

## 貴金属の 買い取りが**目的!?** 強引な訪問購入に注意

### ひとこと助言

売るつもりがなければ  
見せないで!



見守るくん

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

悪質商法や契約トラブルなど、消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センター**へ

消費生活センター  
ホームページ

電話相談

消費者  
ホットライン

い  
や  
や  
188

平日: 9:00~17:00 (平日は078-371-1221でもつながります)  
土日祝: 10:00~16:00 ((独)国民生活センターにつながります。12/29~1/3除く)

よくある相談事例  
やトラブル情報は  
こちらをチェック



オンライン相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。  
継続相談は電話または来所をお願いします。

オンライン相談

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、来訪日時を相談員と決定してください。  
神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階 平日: 9:00~16:30 (12/29~1/3除く)

ホームページから  
オンラインで相談

